平成２２年（フ）第５号
北海道日高郡新ひだか町静内神森８番14号
債務者　保坂　忠義
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第６号
北海道日高郡新ひだか町静内吉野町４丁目２番23号　中村ハイツ７　１－１号室
債務者　高橋　隆宏
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第９号
北海道沙流郡日高町字緑町41番地の１
債務者　栗山　文子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
北海道幌泉郡えりも町字本町34番地の１
債務者　古海　憲尚
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
北海道幌泉郡えりも町字本町34番地の１
債務者　古海しのぶ
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
岩手県八幡平市大更第40地割１番地１
債務者　小笠原　渉
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５号
盛岡市夕顔瀬町１番30号、住民票上の住所盛岡市茶畑１丁目１番６－304号
債務者　髙橋五十八
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５号
岩手県岩手郡雫石町八卦５番９号　アルペンアパートＢ－101、住民票上の住所岩手県岩手郡雫石町小日谷地72番地１
債務者　川崎　明治
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０号
山形県酒田市富士見町１丁目５番地の１市営富士見町第１アパート15号、前住所山形県鶴岡市文園町６番２号やまた荘６号室
債務者　柴田千香子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第７０５号
新潟県新潟市秋葉区横川浜560番地13
債務者　中野　勇
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２号
長野県茅野市中大塩５番地41、前住所長野県岡谷市長地柴宮２丁目15番14号
債務者　小口　義之
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１３号
長野県茅野市宮川5435番地67
債務者　矢島　辰也
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１５号
長野県諏訪市大字中洲3651番地１　ブルースカイ105、前住所長野県諏訪郡原村3910番地７
債務者　清水　悠紀
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３４１号
愛知県春日井市大和通１丁目82番地　醍醐ハイツ202号
債務者　水上　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４４号
名古屋市中村区乾出町４丁目10番地　中村荘206号
債務者　安東　順子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６号
兵庫県丹波市氷上町石生77番地　サンコーポラス２－106号
債務者　髙橋　栄子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
兵庫県丹波市青垣町沢野30番地１　市営住宅小山団地574－２号
債務者　芦田　光子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係